## 県央地域の各市町村における「予防接種」について

令和2年1月24日現在

	T	-	1		T	T	令和2年1月24日現在
	厚木市	愛川町	清川村	海老名市	座間市	大和市	綾瀬市
	(健康づくり課)	(健康推進課)	(保健福祉課)	(高齢者)(地域包括ケア推進課)	(健康づくり課)	(健康づくり推進課)	(健康づくり推進課)
				(乳幼児)(こども育成課)			
	予診票については、定期	予診票については、定期	各予防接種の予診票は、定	(高齢者部分)	当市では、定期予防接種	予診票については、定期接	定期の予防接種予診票に
	接種実施要領に示された予	接種実施要領をもとに作成	期接種実施要領を元に作成	高齢者予防接種(インフルエンザ、肺炎	実施要領を基に市民及び協	種実施要領の予診票を基に	つきましては、厚生労働省に
	診票を基に作成しておりま	しております。	しています。	球菌予防接種)予診票について、他市の予	力医療機関の利便性を考え	作成しております。	より、様式、質問項目が示さ
	す。(各予診票の頭に、「厚	また、各実施医療機関に	対象者へは個別に手渡し	診票を拝見したことがないため、不明な	作成し、一枚の予診票で複	複数市での協力医療機関	れており、各自治体において
	木市○○予防接種予診票」	備え付けてあり、町民が接	ており、住所欄に「清川村」	点が多々あります。	数の予防接種の同時接種が	となっている医療機関にと	これを基に作成していると
	と記載あり。【例】厚木市四	種される場合に使用してい	まで印刷済み、医療機関へは	予診票については、厚生労働省のひな	可能となる予診票を作成し	っては、予診票が管理しやす	ころです。なお、本市の問診
	種混合予防接種予診票、厚	ただいております。	「清川村役場提出用」と請求	形を元にしながら作成しているため、共	ています。さらに平熱等の	くなると思います。市町村に	票につきましては、見やすい
	木市B型肝炎予防接種予診	日本語がわからない方の	先が分かるようにしていま	通事項があると思います。ただ、同意書を	追加質問等も加え国の様式	よる予診票の記載方法の違	よう体裁の工夫や、医師会か
	票など)	場合には、予防接種リサー	す。対象者人数が他市町より	記入して頂く基準や同意書の記入者は誰	とは異なる部分がありま	いもなくなるため、接種間違	らの要望による項目の追加
	なお、予診票は各実施医		少ないため、数年分まとめて	かなども統一していかないと予診票を統	す。	い・記載間違いも少なくな	などを行っており、国提示の
	療機関に備え付けており、	外国語版を使用していま	印刷し使うことが多く、統一		また、予診票が他市で誤		様式とは若干異なっており
	原則として、厚木市民には	す。	に伴う予診票の修正などは		って利用されることを防ぐ	リットとなると考えます。	ます。
	本市で作成した予診票を使		即時対応が難しい場合があ	ていいかも不明です。	ため住所には予め座間市と	また、近隣市町村で統一す	問診票の統一につきまし
	用しておりますが、外国籍		ります。国や県で統一した予		記入されたものを作成して		ては、過去において、県下で
	の方が接種する際には、必		診票を作成してもらえるな	(**=>*>=:*(>*)	おり、近隣市町村での統一	なりコスト削減にもつなが	統一できないかとの検討も
	要に応じて、(公社)予防接		ら利用したいです。	近隣市町村でも予防接種や乳幼児健診	は難しいと考えています。	ると思います。	行われ、その際、追加項目の
	種リサーチセンターで作成			等の実施方法が異なり、また、対応する予	外国語の予診票につきま		有無などが課題となり、統一
	している、外国語版の予診			診票や問診票等の配布時期が異なること	しては、予防接種リサーチセ		に至らなかったと認識して
予診票	票(15 か国語対応 R			から、その書式自体も厚生労働省のひな	ンター予診票には、日本語併		· =
、問診	1.10.29現在)を使用してお			形を元にしながら様々な仕様があると思	記がないため、リサーチセン	に応じてお渡ししています。	また、外国語の予診票につ
票の近	ります。			われます。	ターの予診票を利用いただ		きましては、公益財団法人予
隣市町				海老名市では予防接種の間違い事故防	いた場合も座間市の予診票		防接種リサーチセンターに
村での				止のため、予防接種ガイドラインに記載	の添付をお願いしています。		より、国提示の様式が翻訳さ
統一				のある各ワクチンの製品のバイアルキャ			れており利用させていただ
				ップ、チューブの色に合わせ、ほとんどの			いております。
				予診票を作成しています。			
				かわ			
				なお、外国籍等で日本語の予診票使用			
				が難しい方には、予防接種リサーチセン			
				ターで作成している外国語版の予診票を			
				使用しています。			
L	1	1	I	<u>l</u>	l .	<u>l</u>	l .

							令和2年1月24日現在
	厚木市	愛川町	清川村	海老名市	座間市	大和市	綾瀬市
	(健康づくり課)	(健康推進課)	(保健福祉課)	(高齢者)(地域包括ケア推進課)	(健康づくり課)	(健康づくり推進課)	(健康づくり推進課)
				(乳幼児) (こども育成課)			
	本市の小児定期予防接種	現在、予防接種について	現状では対象者から他地	(高齢者部分)	当市では市民の利用があ	近隣市町村で予防接種を	本市では、近隣の郡市医師
	については、厚木医師会、	は、厚木医師会と委託契約	域での接種を希望する問い	高齢者予防接種は、海老名市医師会、座	る、座間市医師会、綾瀬医師	受診できるようにすること	会と調整し委託契約を締結
	海老名市医師会、秦野伊勢	を結んでおり、医師会加入	合わせや要望は聞かれてい	間綾瀬医師会、厚木医師会に所属してい	会、海老名医師会との協力医	は、市民の利便性を考えると	しており、市民には、接種で
	原医師会、平塚市医師会及	の協力医療機関において個	ません。医学的理由により必	る医療機関に事業協力調査のうえ、医師	療機関のほか、市境に近い厚	よいことであると考えます。	きる医療機関を健康だより
	び座間市医師会と委託契約	別接種を実施していただい	要があれば、医療機関と個別	会を代表として委託契約締結を行い、市	木市、大和市、相模原市の近	本市では、大和市医師会と協	などで案内しております。な
	を結んでおり、各医師会に	ており、医療機関から直接、	で契約するなどして対応し		隣市町村での医療機関と個		お、里帰り等で委託契約外の
	加入している実施医療機関	町へ委託料を請求してもら	ています。	種できます。又、主に市内の施設に往診し	別契約を締結し接種が可能	種受診について相互乗り入	医療機関で実施する場合は、
	において個別接種を行って	っているところです。	広域での契約について、各	ている市外の医療機関とも契約をしてい	としています。	れを目指し、まずは本市の協	保護者又は本人からの申請
	います。	広域での実施をするので	市町村が医師会毎に契約事	る状況です。	また、在宅介護や里帰り出	力医療機関を他市へ広げて	により依頼書を発行し、予防
	なお、保護者が里帰りを	あれば、風しん第5期のよ	務を行い、関連文書等を関係	やむをえない理由(他市、他県の施設に	産などで指定の医療機関で	きました。現在、7市54医療	接種を実施しています。
	している場合、定期接種の	うな集合契約の手法をとる	医療機関に発送するのは事	入所や入院など)で上記以外の実施医療	実施することが困難な場合	機関が協力医療機関となっ	そのため、本市民が他市町
	対象者が医療機関等に長期	など、契約・支払事務の方	務量の増大につながるため、	機関で接種希望の場合は、市へ事前申請	は、事前申請による償還払い	ており、市境の医療機関では	村で接種することができな
	入院している場合等の理由	法について、解決しなけれ	全体を取りまとめていただ	により入所先、入院先でも受けることが	の制度があります。	一定数の実績が報告されて	いという事例はないものと
	により、(本市が委託契約を	ばならない課題があると思	ける機関を通じての集合契	できます。その場合は海老名市が発行す		います。	考えております。
	結んだ)実施医療機関以外	われる。	約等でなければ難しいと考	る「予防接種実施依頼書」、「海老名市の予		近隣市町村での相互乗り	
	で接種を希望する場合は、		えます。	防接種予診票」などを施設または病院に		入れと予診票の統一の両方	
	事前に申請を受け付けた上			持参し、費用は接種後に償還払いできる		を合わせて実施できるとよ	
	で、償還払いを行っており			助成制度があります。		り効率的であると考えます。	
	ます。						
⋜ ₽₩±±±				(乳幼児部分)			
予防接				予防接種事業の円滑な推進、接種者の			
種の近				利便性を考慮し、定期予防接種の相互乗			
隣市町				り入れを実施しています。			
村での受診				海老名市では海老名市医師会、座間綾			
文:砂				瀬医師会、厚木医師会に所属している医			
				療機関に事業協力調査のうえ、医師会を			
				代表として委託契約締結を行い、市民の			
				方は定期接種について公費負担で接種で			
				きます。又、専門医療機関として大学病院			
				等4医療機関とも契約を締結していま			
				す。			
				やむをえない理由(里帰り出産等県外			
				に長期滞在するなど) で上記以外の実施			
				医療機関で接種希望の場合は、市へ事前			
				申請により滞在先の県外市区町村でも受			
				けることができます。その場合は海老名			
				市が発行する「予防接種実施依頼書」を相			
				手方医療機関に持参し、費用は接種後に			
				償還払いできる助成制度があります。出			
				生時、転入時及び年度末に未就学児のい			
				る家庭にお渡ししている「えびな健康だ			
				より SUKUSUKU」への掲載やお問い合わせ			
				時にご案内しています。			